

施設整備に係る協議事項

協議項目	調整方針	承認
1 共同処理する事務		
(1) 協定書で定めた事務	①一般廃棄物の共同処理に関すること。 ②一般廃棄物広域処理施設設置に係る計画の策定及び調査に関すること。 ③新施設の設置等に関すること。	広域化に関する協定書
(2) 広域処理に伴う業務範囲	収集運搬については、各市町村が行う事務とする。 搬入されたごみの再資源化及び処分については、一部事務組合が共同処理する事務とする。	第3回理事会
(3) 整備する施設	可燃ごみ処理施設、リサイクル施設、ストックヤードとする（し尿処理施設、最終処分場を除く。）。	第3回理事会
2 建設候補地の選定	広域ごみ処理の新施設の建設候補地として、沼田市白岩町の沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場用地を選定	第3回理事会
3 施設整備スケジュール	令和6年度（基本計画の策定、測量・地質調査及び生活環境影響調査に着手）、令和10年度（実施設計）、令和11年度（建設工事）、令和14年度（稼働を目指す）	第3回理事会
4 施設の設置		
(1) 処理方式の選定	焼却方式 ストーカ式を選定	第11回理事会
(2) 余熱利用（エネルギー利用）方法の検討		
(3) 地震、浸水、騒音、悪臭、振動対策の検討		
(4) 環境保全目標の設定（自主基準値の設定）		
(5) 事業方式		
(6) 施設配置・動線計画の検討		
(7) 事業費計画		
5 廃棄物処理施設		
(1) 一般廃棄物の処理手数料	処理手数料における生活系、事業系、資源ごみなどの区分は設けないこととし、手数料の金額については沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第12回理事会

(2) 組合が処分する産業廃棄物	新施設では、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は定めない（扱わない）。	第8回理事会
(3) 産業廃棄物の処分費用	新施設では、産業廃棄物を扱わないことから本項目の調整は不要	第10回理事会
(4) 処理施設の利用時間及び休業日	構成団体の収集にあわせた利用時間及び休業日を基本とし、許可業者の利用時間及び休業日もこれと同様とする。 ①開場日／月曜日から金曜日まで及び祝日（祝日は構成団体の収集日に限るものとし、収集時間にあわせ午前のみとする） ②休業日／土曜日及び日曜日並びに構成団体が収集をしない祝日 ③利用時間／9時から16時まで（12時から13時までは休憩時間） ④年末年始等／沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
(5) 搬入を制限する廃棄物	可燃ごみについては沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。	第12回理事会
(6) 処分手数料の徴収方法	沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
(7) 処分手数料の減免	各市町村及び各一部事務組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
(8) 搬入手続	①現行の運用を引き継ぐ。 ②処理手数料は搬入1回ごとに精算する。 ③ごみの荷解き、荷降ろし等は搬入者が行う。 ④住民が自ら新施設に持ち込むか、各構成団体から許可を受けた業者に収集運搬を依頼する。	第10回理事会
(9) 搬入の停止等	沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
6 直接搬入のあり方		
(1) 受入する曜日や時間	構成団体の収集にあわせた利用時間及び休業日を基本とする。 ①開場日／月曜日から金曜日まで及び祝日（祝日は構成団体の収集日に限るものとし、収集時間にあわせ午前のみとする） ②休業日／土曜日及び日曜日並びに構成団体が収集をしない祝日 ③利用時間／9時から16時まで（12時から13時までは休憩時間） ④年末年始等／沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
(2) 区分方法(市町村別、生活系、事業系、委託)	直接搬入の区分は①市町村別、②生活系ごみ/事業系ごみ、③可燃ごみ/不燃ごみ/資源ごみとし、計量回数は1回とする。	第10回理事会
7 施設受入基準		
(1) 可燃ごみ	沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第12回理事会

(2) 不燃ごみ	沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。	第12回理事会
(3) 資源ごみ	みなかみ町（奥利根アメニティパーク）の運用を引き継ぐ。	第12回理事会
(4) 粗大ごみ	可燃性の粗大ごみについては沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃性の粗大ごみについては沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。	第12回理事会
(5) し尿処理汚泥	新施設では、し尿処理汚泥（脱水汚泥）を扱わないこととし、現行の沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第12回理事会
(6) その他（災害廃棄物、火災ごみ等）	可燃性の火災ごみ等は沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃性の火災ごみ等は沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。 災害廃棄物については、各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき対応する。	第12回理事会
8 処理区分		
(1) 小型家電の施設回収	新施設で扱う。施設回収の方法は、不燃ごみとして収集されたもの及び直接搬入されたものを新施設でピックアップ回収する。	第8回理事会
(2) 処理不適物の扱い	新施設における処理不適物の対象品目は、新施設稼働までに協議の上決定する。家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）は、新施設で扱わない。	第8回理事会
(3) 危険物処理の扱い	新施設で扱う。扱う品目は、処理方式決定後又は新施設稼働までに協議の上決定する。	第8回理事会
(4) 二次電池及びモバイルバッテリーの扱い	新施設で扱う。 ※乾電池、ボタン電池、コイン電池、二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池を含む。カーバッテリーは扱わない。）、蛍光管（電球及びLED灯を含む。）、水銀体温計	第7回理事会
(5) 犬猫等死骸処理の扱い	現行の運用を引き継ぐものとし、新施設で扱う。ただし、新施設で処理可能な大きさのものに限る。	第7回理事会
(6) 鳥獣害処理の扱い	【扱う】道路上の野生鳥獣等の死骸（小型） 【扱わない】道路上の野生鳥獣等の死骸（大型）、有害捕獲許可を受けて駆除した野生鳥獣等の死骸	第10回理事会
9 焼却灰運搬（焼却の場合）	沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
10 地域貢献策（地域振興策）		
11 一部事務組合の統廃合に関する事項	一部事務組合の統廃合の方針及び統廃合協議の進め方について承認（一部事務組合の統廃合協議事項に記載）	第5回理事会
12 負担金の割合		
(1) 建設費		

(2) 稼働後の維持管理費		
13 その他の課題		
(1) 各市町村の「ごみの分け方や出し方」の統一	現行の沼田市の分別区分を基準として「ごみの分け方や出し方」を統一する。	第8回理事会
(1-2)各市町村の「ごみの収集頻度、排出形態」について	ごみの収集頻度及び排出形態については、現在は統一されていないが新施設の稼働にあわせて統一する。	第10回理事会
(2) 廃炉後の施設の扱い	利根沼田広域市町村圏振興整備組合と調整の上、当該一部事務組合の構成団体間又は町単独で扱いを定める。	第10回理事会
(3) ごみ（袋）の有料化の検討		